

長野県内の一部事務組合

～広域連合との違いに着目して～

傘木宏夫（理事、NPO地域づくり工房・代表）

本紙では、総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」が掲げる圏域マネジメント構想を批判的に検討する観点から、長野県のすべてに設置されている広域連合に着目して、連載しています。第 32 次地方制度調査会答申（6 月 26 日）は、地方からの反発を考慮して圏域マネジメントの法制化は見送りましたが（本紙 6 月号参照）、広域連携の推進を強く打ち出しています。今後、市町村合併のさらなる推進が予想されます。

そこで、引き続き市町村連携のあり方を探るために、長野県内の一部事務組合の設置状況を掲載するとともに、広域連合との違いなどを紹介します。

■一部事務組合とは

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体です。地方自治法第 284 条から第 291 条が根拠法となっています。

特別地方公共団体とは、地方公共団体のうち、普通地方公共団体（都道府県、市町村）以外の法人です。地方自治法では、特別区、地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）、財産区、地方開発事業団の設置について定めています。

一部事務組合は、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものは総務大臣、その他は都道府県知事の許可を得て設けることができます。

ちなみに、水道などの地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」といいます。

一部事務組合が成立すると、共同処理する事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

2018年7月1日現在の設置数は1,466件で、その構成団体はのべ9,640団体になります。主な事務は、ごみ処理400件（27.3%）、し尿処理326件（22.2%）があります。

■県内の一部事務組合（表1）

県内には51組合があり、うち3組合は全県単位で、48組合が個別に組まれています。

業務内容は、ごみ・塵芥18件、し尿17件、排水・汚泥11件、火葬9件、学校（小・中・専門学校）7件が上位となっています。

表1は広域連合で区分していますが、広域連合の区域を越えて一部事務組合を形成しているものも少なくありません。

木曾広域には一部事務組合がなく、すべて広域連合に統合されていることがわかります。北アルプス広域や上田広域のように扱い業務件数の多いところで、一部事務組合の件数も少ない傾向にあるようです。

■広域連合との違い（表2）

一部事務組合と広域連合との違いを一覧にしてみました。一部事務組合は事務の共同処理のために便宜上設けるものであるのに対して、広域連合は国や都道府県からの権限移譲の受け皿として設けられていることがわかります。

広域連合は、一部事務組合と違って、構成団体に規約変更の要請や広域計画の実施に関する勧告を行うことができます。また、国や県などを含めた協議会を設置することができます。

一方、住民は、広域連合に対して直接請求を行うことができますが、一部事務組合にはその規定はありません。また、議員や執行部の選出について、一部事務組合は「規約の定めるところにより」選出することになっていますが、広域連合は「直接公選」も可能となっています。

■共同事務（表3）

一部事務組合も広域連合も地方公共団体における広域連携の仕組みです。地方自治法上では

（4面に続く）

表 1 : 長野県一部事務組合一覧 (全県単位の3組合を除く)

広域	市町村	組合名	共同処理事務	計
北アルプス	池田町・松川村	池田松川施設組合	学校給食調理施設・火葬場	2件
	白馬村・小谷村	白馬山麓環境施設組合	ごみ・し尿処理・し尿収集運搬	
松本	筑北村・麻績村	東筑摩郡筑北保健衛生施設組合	し尿処理・母子健康センター	12件
	麻績村・筑北村	麻績村筑北村学校組合	組合立中学校	
	安曇野市・松本市	安曇野・松本行政事務組合	広域排水事業	
	安曇野市・松本市	安曇野市・松本市山林組合	山林	
	安曇野市・生坂村・筑北村・麻績村 ・池田町・松川村	穂高広域施設組合	し尿処理・じん芥処理等	
	東筑摩郡全町村・松塩安筑 老人福祉施設組合ほか3組合	東筑摩郡行政事務組合	公平委員会事務局・入所判定委員会	
	松本市・塩尻市・安曇野市 東筑摩郡全町村	松塩安筑老人福祉施設組合	養護老人ホーム	
	松本市・山形村・朝日村	松本市・山形村・朝日村中学校組合	組合立中学校	
	塩尻市・辰野町	塩尻市辰野町中学校組合	組合立中学校	
	松本市・波田町・山形村 塩尻市・朝日村	松本西部広域施設 塩尻・朝日衛生施設組合	し尿処理・運動施設など ごみ処理	
安曇野市・松本市・東筑摩郡 (朝日村を除く)	安曇野松筑広域環境施設組合	火葬場		
南信州	下伊那郡全町村 南信州広域連合ほか4組合	下伊那郡町村公平委員会組合	公平委員会事務	6件
	下伊那群全町村	下伊那郡土木技術センター組合	土木工事調査・研究・技術指導など	
	阿智村・平谷村	下伊那郡西部衛生施設組合	し尿・じん芥処理・火葬場	
	下伊那全町村・飯田市	下伊那自治センター組合	自治センター	
	阿南町・下條村・売木村・天龍村・ 泰阜村	下伊那南部総合事務組合	職員研修・ごみ・し尿処理・火葬場など	
豊丘村・松川町・高森町・喬木村・ 大鹿村	下伊那北部総合事務組合	火葬場事業・事務の共同処理		
上田	東御市・佐久市・立科町	川西保険衛生施設組合	し尿・ごみ処理・母子健康センター・ 川西赤十字病院施設・下水道・污泥処 理	2件
	上田市・長和町	上田市長和町中学校組合	組合立中学校	
長野	坂城町・千曲市	葛尾組合	ごみ処理・霊園・危険物・不燃ごみ・資源 リサイクル	7件
	千曲市・長野市・坂城町	千曲衛生施設組合	千曲衛生センター	
	千曲市・坂城町	六ヶ郷用水組合	用水	
	信濃町・飯綱町	北部衛生施設組合	ごみ・し尿処理	
	長野市・上水内部全町村	長水部分林組合	部分林	
	須坂市・長野市・小布施町・高山村 千曲市・坂城町	須高行政事務組合 千曲坂城消防組合	汚物処理・し尿処理・火葬場 消防事務	
佐久	佐久市・東御市・北佐久郡全町	北佐久郡老人福祉施設組合	老人福祉施設など	6件
	小諸市・佐久市・軽井沢町・御代田町	浅麓環境施設組合	し尿・下水道・污泥処理	
	佐久市・佐久穂町	佐久平環境衛生組合	し尿・浄化槽污泥処理	
	佐久市・軽井沢町	佐久市・軽井沢町清掃施設組合	じん芥処理	
	佐久穂町ほか・南佐久全町村・佐久市 小海町・北相木村・南相木村	南佐久環境衛生組合 小海村北相木村南相木村中学校組合	ごみ処理・し尿処理 組合立中学校	
北信	中野市・山ノ内町	岳南広域消防組合	消防事務	3件
	飯山市・木島平村・野沢温泉村・栄村	岳北広域行政組合	火葬場・し尿・ごみ焼却・消防事務など	
	中野市・長野市・小布施町・信濃町・飯綱 町・山ノ内町	北信保健衛生施設組合	ごみ・廃棄物処理・し尿処理・火葬場	
上伊那	箕輪町・辰野町・南箕輪村	伊北環境行政組合	不燃・粗大ごみ処理	4件
	辰野町・塩尻市	辰野町塩尻市小学校組合	組合立小学校	
	駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村	伊奈中央行政組合(普通会計分)	火葬場・し尿・ごみ処理など	
	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村	伊那消防組合	消防事務	
諏訪	岡谷市・諏訪市・南諏訪町	湖周行政事務組合	ごみ処理	6件
	岡谷市・下諏訪町・辰野町	湖北行政事務組合(普通会計分)	し尿処理など	
	諏訪市・茅野市	諏訪市・茅野市衛生施設組合	し尿処理	
	茅野市・諏訪市・原村	諏訪中央病院組合	老人保健施設・諏訪看護専門学校	
	富士見町・原村 茅野市・諏訪市・富士見町・原村	南諏訪衛生施設組合 諏訪南行政事務組合	し尿・ごみ処理 火葬場・清掃センター	

表2：広域連合と一部事務組合の違い

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	特別地方公共団体	特別地方公共団体
構成団体	都道府県、市町村及び特別区 ただし複合的一部事務組合にあつては市町村及び特別区	都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	構成団体又はその執行機関の事務の一部を共同処理する。	多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備する。
国等からの事務権限の移譲		国又は都道府県は、広域連合に対し直接、事務・権限の移譲を行うことができる。 都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県に、事務・権限を移譲するよう要請することができる。
構成団体との関係		構成団体に規約変更するよう要請することができる。 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告することができる。広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	同左 ただし、総務大臣は、広域連合設置の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議する。
直接請求	法律に特段の規定はない。	普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	議会—管理者（執行機関） 複合的一部事務組合にあつては管理者に代えて理事会を設けることができる。	議会—長（執行機関）
議員等の選挙方法等	議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	議会の議員及び執行機関の選出については、直接公選又は間接選挙による。

参照：青森県ウェブサイト（市町村課：更新日付2008年7月1日）

表3：事務の共同処理のしくみ

共同処理制度		地方自治法	概要	運用状況 (2018年7月現在)
法人の設立を要しない仕組み	連携協約	第252条2	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度	締結件数：319件 ※連携中枢都市圏240件、その他79件
	協議会	第252条2の2～6	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度	設置件数：211件 ※消防41件、広域計画27件、救急25件等
	機関等の共同設置	第252条7～13	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	設置件数：446件 ※介護区分認定審査12件、公平委員会115件等
	事務の委託	第252条14～16	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	委託件数：6,628件 ※住民票写し交付1,402件、公平委員会1,180件等
	事務の代替執行	第252条16の2～4	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	代替執行件数：3件 ※上水道1件、簡易水道1件、公害防止1件
法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	第284条～第291条	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	設置件数：1,466件 ※ごみ処理400件、し尿326件、救急268件、消防268件等
	広域連合	第291条2～13	地方公共団体が、広域での処理が適当と認められる事務を行う特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	設置件数：116件 ※後期高齢者医療51件、介護区分認定審査46件、障害区分認定審査31件
	地方開発事業団	2011年8月改正で削除	地方公共団体が、地域開発の根幹となる建設事業を総合的かつ一体的に実施するために設ける特別地方公共団体。	1件（青森県）
	全部事務組合		町村が、事務の全てを共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	0件（1960年以降活用例なし）
役場事務組合	町村が、執行機関に係る事務の全てを処理する特別地方公共団体。		0件（同上）	

※総務省資料より傘木作成

表3に示した仕組みを規定しています。

大別して、法人の設立を要しない簡易な仕組みと、法人の設立を要する仕組みとがあり、一部事務組合と広域連合は後者にあたります。

2011年8月の法改正までは、地方開発事業団と全部事務組合及び役場事務組合の規定がありましたが、実態がないため削除され、新設できなくなりました。全部事務組合と役場事務組合については町村のみが構成団体となることのできる仕組みで、小規模町村の連携が想定されていました。平成大合併の際もあまり議論になりませんでした。

一方、法人設立を要しない仕組みについては、「連携協約」と「事務の代替執行」が近年になって新たに設けられました。前者は連携中枢都市圏構想を進める仕組みとして、後者は水道などの民

間委託などを進める仕組みとして機能しているものと思われます。

◇

広域連携の仕組みは、人口減少はもとより、交通や通信の発展に伴い住民や事業者が広域的に活動している実態を踏まえると、必要不可欠です。しかし、それが住民自治の形骸化につながらないように、地域で監視する必要があります。

研究所だより 第163号

発行日：2020年9月18日

発行者：長野県住民と自治研究所（担当：傘木宏夫）

事務局：NPO地域づくり工房

長野県大町市仁科町3302（〒398-0002）

Tel&Fax.0261-22-7601 E-Mail:jitiken@omachi.org

郵便振替口座 00570-1-80805 長野県住民と自治研究所